



10月10日は  
世界メンタルヘルスデー  
～つながる、どこでも、だれとでも～

## 入院者訪問支援事業の運営

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
精神・障害保健課

# 入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

令和5年度予算額  
94百万円

令和6年度予算額  
1.9億円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下「都道府県等」という。）

## 精神科病院



### 【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

### 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



**面会交流、支援**  
傾聴、生活に関する  
相談、情報提供 等



※2人一組で精神科  
病院を訪問

## 都道府県等による選任・派遣



### 【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

### 【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

### 第三者による支援が必要



孤独感、  
自尊心  
の低下

誰かに相談し  
たい、話を聞  
いてほしい



### 【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

#### （留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

# 都道府県等が担う主な業務

準備	庁内調整	①事業主管部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算編成 ④事務局（委託可）の設置方法の検討
	庁外調整	①関係団体等（都道府県精神科病院協会、各職能団体等）に本事業について説明及び協力依頼 ②受け入れ精神科病院に説明及び協力依頼（訪問支援員の派遣方法について調整） ③管内市区町村（保健所設置市及び特別区含む）と本事業に係る市区町村と事業実施の方法について調整 ④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）への説明
	要綱作成	国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成
研 養 修 成	養成研修	・研修準備…①受講対象者の検討 ②研修プログラムの検討 ③研修講師、ファシリテーターの確保 ・研修実施…①開催準備（受講者募集、会場、講師等） ②研修実施 ③修了証発行 ④受講者名簿管理
周 事 知 業	啓発資材	事業の啓発資材（パンフレット・ポスター等）の作成
	管内市町村	市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
	精神科病院	退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼
会 議 体	推进会議	①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営（企画立案・準備・実施・議事録等のとりまとめ等） ④事業報告
	実務者会議	①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営（企画立案・準備・実施・議事録等のとりまとめ等） ④事業報告
派 支 遣 援 員	支援員派遣	①支援員派遣のスキームの検討・構築 ②支援員の登録、管理（名簿等の作成） ③支援員への事前説明 ④支援員へのサポート体制の構築 ⑤事業実施記録管理 ⑥年度末報告
評 価	評価	①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推进会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

# 事業実施に向けた主な検討事項

## 事業全体のフレーム作り

### 支援対象者の範囲の検討

- ➡ すべての入院者を対象とすることが望ましいが、市町村長同意による医療保護入院者に限定するのか、それ以外の入院者も支援対象とするのか、地域の事情に応じて検討する。

### 事業の対象範囲

- ➡ 当該自治体の全域で実施するのが望ましいが、地域の実情に応じて検討する。また、自治体を越える対象者への対応については、必要に応じて他の自治体との連携を図る。

(連携の例) 県内に入院されている方について都道府県と指定都市・保健所設置市との連携  
県外に入院されている方について県外自治体と連携

### 事務局（委託可）の設置方法の検討

- ➡ 直営で実施する場合は所管部局の調整、委託する場合は委託の範囲等について検討を行う。

### 必要な人員や予算等の検討

- ➡ 事業に必要な人員や職種、ピアサポーター等の確保。事業全体の費用経費（人件費・交通費・通信費・保険料等）の積算と確保。

## 事業の周知及び協力体制の整備

### 地域の関係機関・関係団体への事業説明

- ➡ 各精神科病院、各職能団体、当事者会、家族会、権利擁護団体等に事業の趣旨を丁寧に説明し、理解と協力を得る。

### 市町村に対する事業説明と協力要請

- ➡ 市町村長同意後の面会時に本事業を紹介するほか、本人が利用希望した際には、訪問が速やかに実施されるように協力を求める<sup>4</sup>

# 訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県等は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

## 訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等
- ・ 内容：省令に準拠



### 【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する



### 【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



## 令和5年度実施の国の養成研修修了者を、入院者訪問支援員とする場合について

- 令和5年度実施の国の養成研修は、都道府県知事が行う研修の内容を定めた精神保健福祉法施行規則第18条の2第1号から第3号までの内容が盛り込まれたものです。
- そのため、都道府県知事等が適当と認める場合は、令和5年度実施の国の養成研修修了者を都道府県知事等が行った研修修了者とみなし、入院者訪問支援員として選任することが可能です。

※研修資料については以下のHPに掲載済（QRコードからもアクセス可能）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiihoukatsu\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiihoukatsu_00004.html)



# 訪問支援員養成研修カリキュラム

	講義名	内容
講義	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
		入院者訪問支援の役割
		精神障害者の権利
		精神医療の現状と課題
		精神科病院管理者が入院者訪問支援事業に期待すること
講義	入院している人の体験	入院している人が体験すること
	入院者訪問支援事業の実践	入院者訪問支援の実践
		入院者訪問支援員が知っておくべき資源
演習	当事者の体験の共有	
	ロールプレイ	
	グループワーク	

- 講義はオンラインでの受講を可能とし、所要5時間程度とする
- 演習は原則対面で行い、所要6時間程度とする

※研修資料については以下のHPに掲載予定（QRコードからもアクセス可能）

入院者訪問支援事業 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html)



# (参考) 訪問支援員の任命、登録にあたって

## 岡山市の例

岡山市において研修時に配布

(岡山市においては訪問支援員をアドボ  
ケイトと表現)

## アドボケイト登録申込書

記入日 令和 年 月 日

### 登録区分

活動 入院者訪問 電話相談 入院者訪問と電話相談

活動地域 岡山市内 岡山県(全域) 岡山県(北部) 岡山県(南部)  
その他( )

### 登録者情報

ふりがな

氏名・生年月日 \_\_\_\_\_ S H 年 月 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

\*連絡手段としてつながりやすい番号をお願いします。

### 志望の動機

\*養成研修を受講されて、どのようなアドボケイト活動をされたいと思われませんか。

### 所属情報 \*記入は任意です

所属名称 \_\_\_\_\_

所属住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

\*このお申込みにおける個人情報は、アドボケイト活動にのみ使用いたします。

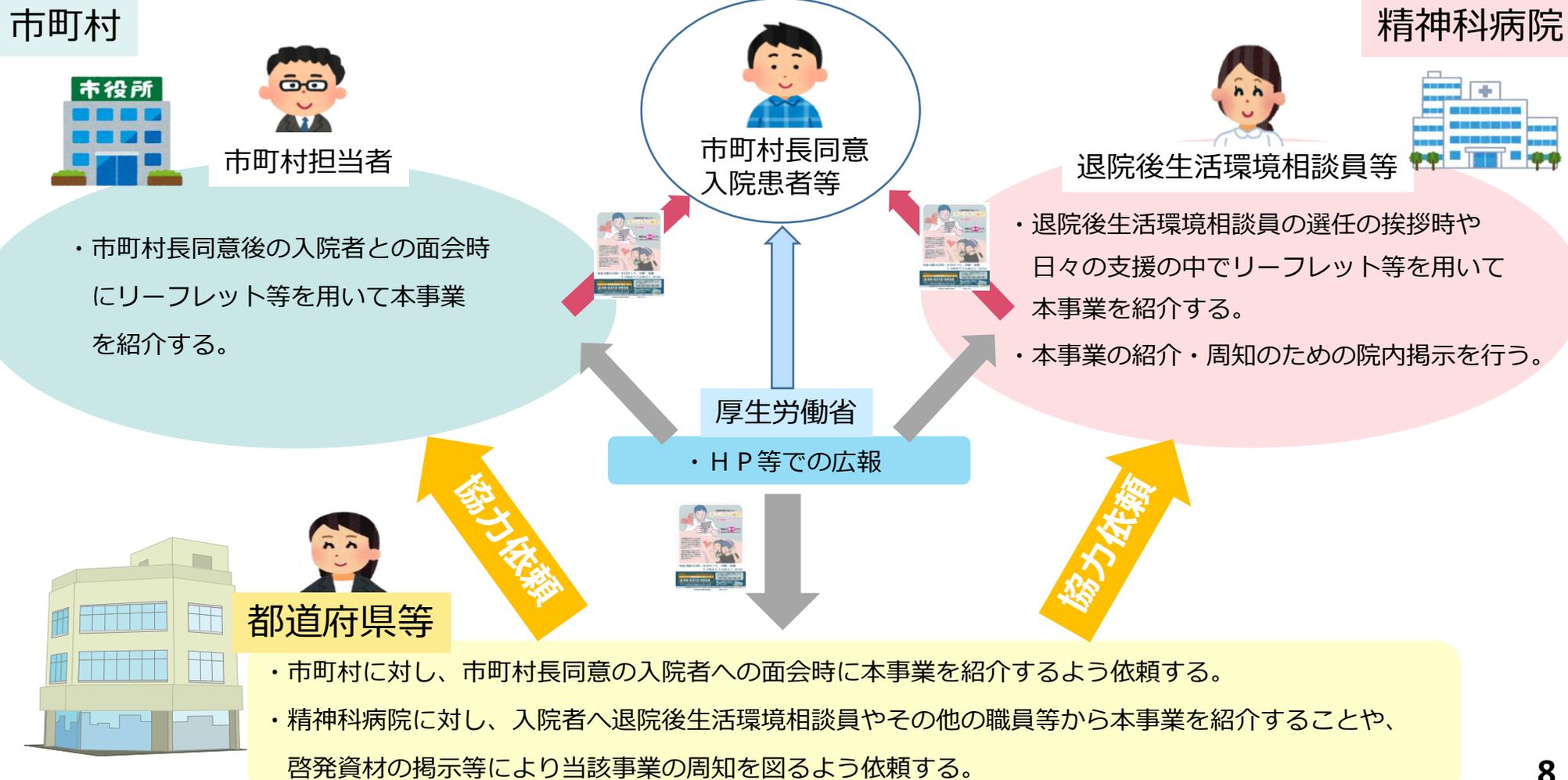
一般社団法人 おかやま精神医療アドボケイトセンター

TEL/FAX

E-mail

# 入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。



# (参考) 先行自治体での事業周知・情報発信例

## ※ 岡山市において掲示しているポスター

こんな想いや願い ありませんか？

必要な情報を  
知りたい  
退院をしたい  
外でんわを  
出しかけた  
嫌な思いを  
している

持ち必要な  
込みみ  
たいを  
いを  
弁護士に相談したい

落ち着ける  
場所がない  
治療や薬の  
内容を  
教えて  
ほしい

さ面話を  
せ会聞いてほしい  
てをほ自由  
し由い  
に

話を  
聞いてほしい  
お金がどうな  
っているか不安  
人権侵害を  
されている  
と感じる

人は生まれながらにして、かけがえのない価値があり  
自分らしく生きる権利を持っています  
私たちがあなたをサポートします

毎週金曜日 13時～16時 祝日お休み ※通話料がかかります

ご本人のお話を  
聴くこと

ご本人に  
権利を  
伝えること

一緒に  
伝え方を  
考えること

社会  
資源の  
情報提供

弁護士  
等の  
情報提供

相談は  
無料です

私たちはおかやま精神医療アドボケートセンター通称「OPAC」おぼくで活動している「アドボケート」です。  
「精神科病院に入院されている方の権利や自由を守りたい。」  
「その意思を表明するサポートをしたい。」そんな思いを胸に活動をしています。

精神科アドボケートとは？  
精神科病院に入院されている方を訪問してお話を聞き、困りごとの解消方法を一緒に考えたり、情報提供を行います。お聞きした内容をあなたの許可なく病院の職員や他者に話すことはありません。安心して相談してください。



一般社団法人おかやま精神医療アドボケートセンター  
(Okayama Psychiatric care Advocate Center / 通称「OPAC」おぼく)  
〒730-0855 岡山県岡山市東区...  
E-mail: [redacted]

## ※ 和歌山県において配布している資料

入院されている方へ

つながりをもてるような、かけがえのない  
あなたとつながり、かけがえのない

話を聞いてもらいたけれど、何を話せばいいのか...  
面会に来てくれる人もいないし、この先どうしよう...

大事なことも  
ささいなことも  
一緒におしゃべり  
してみませんか？

和歌山県で  
入院者訪問支援事業が  
はじまりました！  
入院中、不安なことはありませんか？  
こんなこと話してもいいのかな？  
と迷うことはありませんか？

あなたの想いを受けとめます。  
あなたの気持ちに  
寄り添います。  
これからのことを一緒に  
考えていきましょう

和歌山県の  
訪問チームは  
「まりねこWA/かやま」です！  
お気軽にお声かけ下さいね！

相談は無料です。  
毎週月曜日 13:00～16:00  
[redacted]  
※通話料がかかります。

## ※ 静岡市において配布している資料

入院者訪問支援事業とは  
あなたのご希望とご連絡を受け、訪問支援員が病院に訪問します。ご自身で連絡することが難しい場合は、病院の職員にお願いすることもできます。  
訪問支援員は、入院中の生活に関する相談やその他ご不安に感じることなど、あなたの気持ちに寄り添い、お話を聞いてほしいに伺います。必要に応じて、情報提供などを行います。

訪問支援員とは  
訪問支援員として活動するための必要な研修を受け、静岡市から任命を受けた者となります。(ピアスタッフや医療・福祉の従事者、一般市民など様々な人がいます。)  
訪問支援員は、2人1組で入院先の病院にお伺いし、あなたの立場に立て、希望することや必要とする支援を受けるためにどうすればよいか一緒に考えます。  
秘密を守る義務があるため、同意なくお話を内容をお話した内容を病院の職員や他の人にお伝えすることはありません。

この先どうなるんだろう...  
話をする人がなくて、寂しいな...  
相談したいことがあるけど、  
誰に話したらいいんだろう...

一緒にお話しませんか。  
どんなことでも、あなたの立場に  
立って、一緒に考えます。  
必要な時は、情報提供や希望する  
相談先につながります。

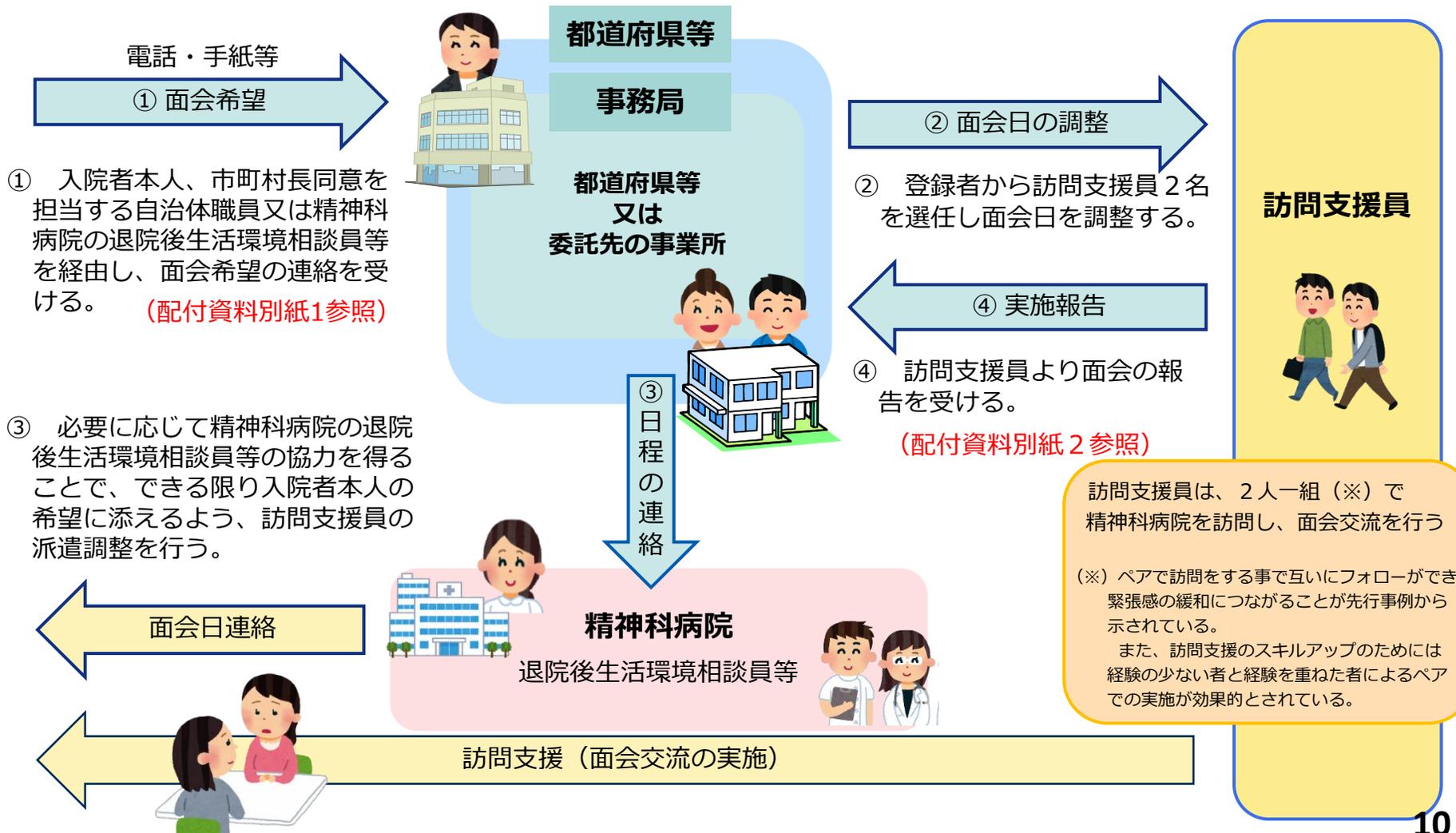
【連絡先】  
入院者訪問支援事業静岡市事務局  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分  
[redacted]

# 訪問支援員派遣の流れ

- 入院者本人から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。



市町村長同意による医療保護入院者等



## 整備が推奨される都道府県等の機能

- 都道府県等は以下の機能の整備について、地域の実情を踏まえ、検討を行うことが求められる。

### ● 訪問支援員のサポート

- 訪問支援員からの入院者への対応や、病院とのやりとりなどに関する相談を受ける。
- 相談を受けた時点で助言等が困難な場合は、後日、改めて話し合いの場等を設けることを検討する。
- 必要に応じて、臨時の実務者会議、事例検討会、訪問支援員同士の交流会等を開催することを検討する。
- 訪問支援員同士が情報共有や意見交換等を行えるようなネットワークを構築することが望ましい。

### ● 入院者本人や病院等からの問い合わせ 要望等への対応

- 入院者本人や病院等からの問い合わせや苦情等が寄せられた際は、随時対応する。
- オンライン会議や、メーリングリスト等を活用し、対応に苦慮した場合に話し合いができる体制をあらかじめ構築しておくことが望ましい。
- 対応状況について記録し、相談内容によっては実務者会議、推進会議に報告する。
- 必要に応じて、臨時の実務者会議や推進会議の開催を検討する。

# 本事業に係る会議

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

## 進め方の検討・見直し

## 推進会議

### 【目的】

運営を管理する者及び訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

### 【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等

## 事業の推進と更なる充実

## 実務者会議

### 【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

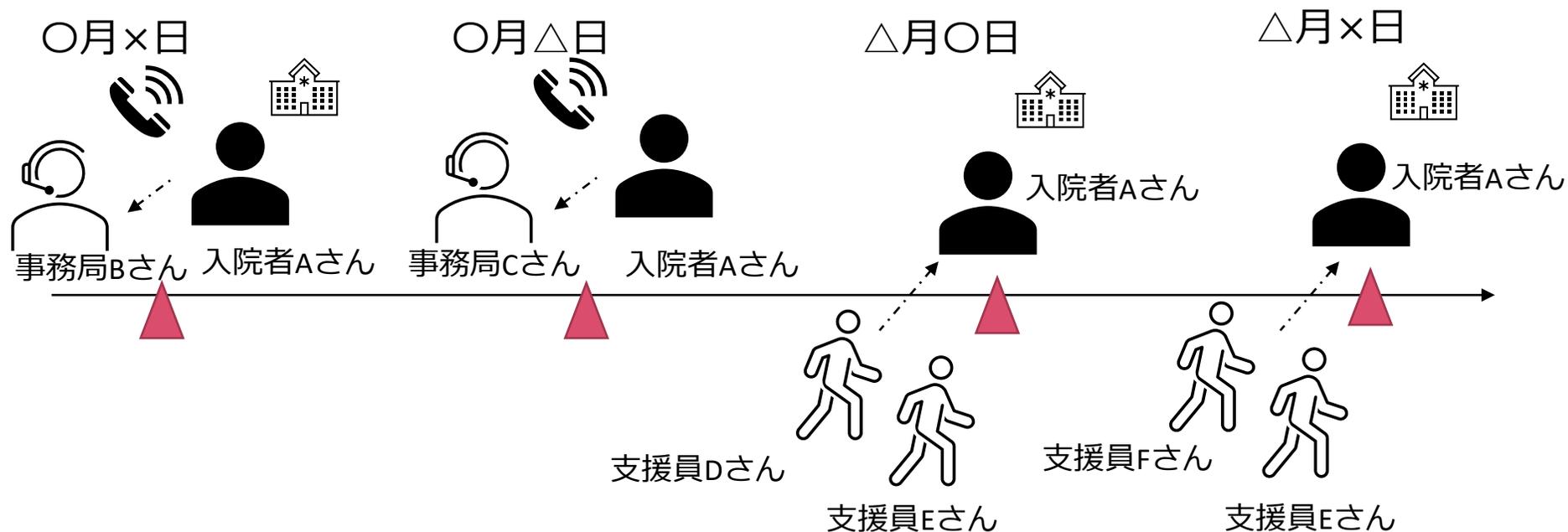
### 【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

## 訪問支援員の派遣にあたっての留意点

○ 事務局内での情報共有は守秘義務違反とはみなされない。（集团的守秘義務）

- 訪問支援員は担当制である必要はなく、入院者との信頼関係、相談内容や支援員の状況等を踏まえて組織として関わる。（毎回同じ事務局員、訪問支援員が対応する必要はないが、その旨を入院者にあらかじめ伝えておくこと）



## 事業運営にあたっての留意点

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、組織全体で事業運営にあたることが重要である。

### 組織的に事業運営を行うためのポイント

- 運営事務を一部外部委託とすることは可能であるが、都道府県等は委託先と十分な連携体制を構築し、運営状況を把握すること。
- 訪問支援員と同様、事務局職員や事業に関係する都道府県等職員にも守秘義務があることに留意すること。
- 支援対象者、病院等からの事業に対するフィードバックを得る方法を検討することが望ましい。
- 支援対象者からの求めがあった場合でも、事務局職員、訪問支援員の個人情報を開示しないこと。
- 対応に迷う場合は、個人で判断するのではなく、都道府県等を含む組織として判断すること。
- 組織的判断を行う必要が生じた場合のプロセスについては、推進会議においてあらかじめ検討し、合意を得ておくこと。



### 組織として関わることのメリット

- 訪問支援員が1人で問題を抱え込まなくてもよい。
- 電話や面会等、その場ですぐに支援対象者の希望の実現や、問題の解決ができなくてもよい。支援対象者との関係性を築き、「次へつなぐ」ことができる。
- 事務局が開催する会議や事例検討会等で、他の訪問支援員と出会い、経験者に相談したり、お互いに励まし合うことができる。
- 訪問支援員が訪問支援活動で困ったこと等について事務局に相談できる。